



Kobe Shoin Women's University Repository

Title	見帳にみられるガラス器の入札価格
Author(s)	棚橋 淳二 (TANAHASHI Junji)
Citation	研究紀要 (SHOIN REVIEW), 第 43 号 : 1-26
Issue Date	2002
Resource Type	Bulletin Paper / 紀要論文
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

<43 号正誤表>

一八頁 二行目

誤
一八文

正
一六文

見帳にみられるガラス器の入札価格

棚 橋 淳 二

一 はじめに

今から十数年前、NHK学園講座の「古文書を読む」を「基礎コース」から始めて「解読実践コース」まで六、七年のあいだ受講したことがある。毎月苦心して解読した答案が添削され、評価が付けられて返ってくる。こうしたことを繰り返すうちに、自分でも明治前期の金子等の借用証文、家・屋敷・田畑の売り渡し証文などを多少入手し、解読の練習をするようになった。それらの書式はそれぞれほぼ決まっており、借用証文・売り渡し証文の例を図1・図2に示す。

(解読文)

証

一 米三拾俵也

代金百拾卷円也

(略)

明治十六年五月一日

(解説文)

売渡証書

同第五拾六号

上京区第壹組竪社北半町貳百壹番地

等級百八等

一 宅地四拾八坪壹合貳勺

同第五拾貳号

右地所ニ有之

一 建家貳棟

間口貳間半

総瓦葺本屋二階建

奥行六間半

建坪拾六坪三合

間口貳間

建坪壹坪

奥行半間

右代価金九拾五円也

Rights were not granted to include this image in electronic media.
Please refer to the printed journal.

図1 証（明治十六年）縦24.3cm H.8.1.6

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図2 売渡証書（明治十四年）縦33.1cm H.8.1.6

(略)

明治十四年三月七日

(売主・買い主略)

これらの証文にみられるように、ここに記された金額一一円、九五円はそれぞれ「養蚕手当の為」に借用した米三〇俵、相手方に「売渡」した宅地四八・一二坪と建物二棟に対応するものであり、これは他の多くの文書にも共通することである。

さて平成十二年に創立百十周年を迎えた参天製薬株式会社がそれを期に、日本における医療用点眼瓶の歴史に関する本を刊行することになり、創業以来近年まで点眼薬容器の素材として使用されてきたガラスについて、何か読み物になるような原稿をと依頼された。私としては気の進まぬ仕事であり一年以上も固辞し続けたが、編集担当の人事総務部史料室の五十嵐光敏氏が、江戸時代にガラス製品がどの程度日常的なものであったのかに強い関心を持っておられ、そのことで他の執筆者と論争されたりしていることが分かってきたので、当時のガラス器の普及状況について書いてみることにした。⁽²⁾

ガラス器の普及とガラス製品の実用性・価格とは大いに関係するとの立場から、当時のガラス器の価格を調査した。その際、オランダ船により舶載されたガラス器の長崎会所での落札価格について大きな疑問に直面した。本稿ではこの点について考察したい。

註

(1) 明治六年六月一日から施行されるようになった証券印紙税に関連して、各種証文への印紙の貼り方、書式を示し

た小冊子が当時多数刊行された（『国立国会図書館蔵明治期刊行図書目録』第二卷、国立国会図書館、一九七二年、一九二—二〇二頁、第五卷、一九七四年、二八四頁）。印紙の貼り方、書式について、それぞれの例を挙げる。

柳沢武運三解『商家必要印税訳解』（泉登見造、明治十二年）、六〇—八ウ。

森田晋三編・平川良坪書『証券案内習字本』（五勝堂・弘通書肆、明治六年）、一四ウ—一五ウ。

- (2) 棚橋淳二「江戸後期明治前期におけるガラス器の普及状況」（野中杏一郎編『医療用点眼瓶の変遷』史料室編書4、参天製薬株式会社史料室、二〇〇一年）、二四六—二六九頁。

二 舶載ガラス器の単価

江戸時代、西欧のガラス器の多くはオランダ船の協荷物として輸入された。⁽¹⁾これらは纏めて長崎会所に買い取られ、その後入札権を持ついわゆる五箇所商人により下見と入札が行われた。下見の際、品名・数量・見取り図・品物についての覚書（特徴・欠陥など）を商人各自が記したものが「見帳」^{みちょう}で、これには三番までの入札価格と入札者名も記されている。これとは別に「覚」「大宝恵」^{おほえ}など様々な文書も残されている。こうした文書の一つに東京大学史料編纂所所蔵の島津家文書『紅毛方協荷物落札帳』（弘化四年（一八四七））があり、これについては土屋良雄氏がガラス器に関する部分を解説しておられる。⁽²⁾この落札帳には見取り図がなく品名・数量／落札価格・落札者がそれぞれ／の部分で改行され、例えば左のように記されている。

- 一 壺番切子台付 四ツ

ふた物

したがって切子台付蓋物の単価は銀七七・五匁を個数四で割り、銀一九・三七五匁となるはずである。土屋氏もこの切子台付蓋物の単価を同様の手続きで求め、「銀二〇匁にすぎない」としておられる（最高落札価格の品名、落札の総額、各種薬瓶の落札価格の合計も、落札価格が単価でないとの考えに基づいている¹³⁾）。先に触れた「江戸後期明治前期におけるガラス器の普及状況」のための表では、土屋氏が解読された『紅毛方脇荷物落札帳』のガラス器についての一覧から、切子瓶と薬瓶を選びだし単価計算を行った。前述のようにこの文書には見取り図がないため、どのような品物かその大きさ・形状などが分からず、切子瓶については比較的高価なこともあって、さほど不審を抱かなかったが、薬瓶については、計算を進めて行くうちに単価が銀〇・四一厘、銭にして〇・四文といった数値が現れたので、果してこれかよいか多少不安になった（表1）。

神戸市立博物館所蔵の『嘉永三戌三番割紅毛脇荷・・』には角形薬瓶の図と特徴、落札価格が記されている¹⁴⁾。それによるとこの薬瓶は八角板状の摘まみをもつ細口角形瓶で「スリ立 品よし」とのことであるから、瓶の四つの側面も平らに研磨された、いわゆる「摺瓶」のことであろう。その品名・数量・落札価格などは次の通りである。

一 六番角形薬瓶 式百四拾四

外二六ツ疵入

（全体見取り図略）（栓の見取り図略）（覚略）

① 「村上カ」 札四匁五分五厘

品名	数量	落札価格 銀(匁)	落札者	単 価	
				銀(厘)	銭(文)
壹番角台薬びん	522	6.3	藤や	1.21	1.2
貳番同	168	5.51	村上	3.28	3.3
三番角薬瓶	129	3.67	永見や	2.84	2.8
四番同	575	3.39	藤や	0.59	0.6
五番同	300	4.23	田原や	1.41	1.4
六番同	485	3.74	村上	0.77	0.8
七番同	128	3.59	関東屋	2.80	2.8
八番同	280	2.93	長岡	1.05	1.1
九番同	250	2.61	関東屋	1.04	1.0
無地角形薬瓶	125	5.89	関東屋	4.71	4.7
壹番広口薬瓶	578	14.8	藤や	2.56	2.6
貳番同	175	11.6	永見	6.63	6.6
叁番無地同	162	5.03	藤屋	3.10	3.1
肆番同	290	3.89	藤屋	1.34	1.3
五番同	190	2.79	藤屋	1.47	1.5
六番同	205	2.093	藤屋	1.02	1.0
七番同	240	2.01	藤屋	0.84	0.8
八番同	535	3.21	阿部	0.60	0.6
九番同	240	2.72	阿部	1.13	1.1
拾番同	550	2.23	長岡	0.41	0.4
拾壹番同	43	1.98	関東や	4.60	4.6
拾貳番同	300	2.206	永見や	0.74	0.7
角形薬びん	350	4.39	藤や	1.25	1.3

表1 『紅毛方脇荷物落札帳』(弘化4年)所載の各種薬瓶の品名・数量・落札価格・落札者・単価。弘化4年の京都での銀1匁は100文(小葉田淳・他監修『読史総覧』人物往来社、昭和41年、799頁)で、これをそのまま長崎に当てはめることは不適當であろうが、目安として銭換算値を掲げた。

上記と同じ手続きで単価を求めると、疵入り六つを除外しても個数二四四で四・五五匁を割ると銀一・八六厘、錢にして一・九文となり、やはり表1に記した各種薬瓶の単価と大差ないことが分かり、いずれも小売り価格ではないのだからと納得することにした。

註

- (1) 協荷物の他に詔物・献上品・進物品・遺捨品としても輸入されたという〔石田千尋「長崎貿易の精華―その輸入品をめぐって―」(神戸市立博物館『鎖国・長崎貿易の華―ギヤマンノ更紗ノ金唐革―』神戸市スポーツ教育公社、平成六年)、一〇九頁。
- (2) 土屋良雄「日蘭貿易の一断面―弘化四年蘭船持渡りのガラス器について―」(『たばこと塩の博物館研究紀要』第二号、昭和六十一年)、五四―六四頁、大阪樟蔭女子大学蔵。
- (3) 土屋良雄、前掲論文、六三頁。ただし、この計算法では総額は二貫百二匁五分五厘二毛になるはず。落札価格を単価とすれば、それぞれの単価に数量を掛けた値の和が総額になる。各種薬瓶の落札価格合計は六〇頁。
- (4) 前掲『鎖国・長崎貿易の華―ギヤマンノ更紗ノ金唐革―』、八〇頁、図版番号三〇三―一。『嘉永三戊三番割紅毛脇荷・・』の文書名は『嘉永三戊三番割紅毛脇荷・戊四番割阿蘭陀船本売・戊五番割戊壱番船本売・同銀札買・十二家在留銀札買・戊壱番船別段覚』

三 江戸後期の化粧水用のガラス瓶の単価

文化年間、式亭三馬が売り出した瓶詰箱入りの化粧水「江戸の水」は、三馬によれば正に飛ぶように売れに売れたと

製造業者	単価 銭(文)	1個当たりの目方(匁)
硝子師大伝馬町三丁目平井善右衛門	10	1.6~1.7 (= 6~6.375 g)
両国米沢町硝子屋	6.25	1.5 (= 5.625 g)

表2 『式亭雑記』所載の化粧水「江戸の水」のガラス小瓶の単価・目方など

いう。⁽¹⁾このとき使われた小瓶について『式亭雑記』には以下のように記されている。⁽²⁾

江戸の水硝子師大伝馬町三丁目平井善右衛門、百文に付数十がへ、十の目方拾六匁或は十七匁あり、しかるに両国米沢町硝子屋は、百文に付十六がへにて出来る故、この家へ詠、則出来数拾に付目かた拾五匁、三月廿八日はじめて百五十出来、あと追々詠へ置至極よし、この記述から小瓶の単価と一個あたりの目方を求めて表2に記す。この表の数値から明らかのように、わずか六グラム前後の器壁の薄い(指で少し強く摘めば破れてしまう)小瓶の単価が六乃至一〇文であるということを知ることが出来る。ちなみに『式亭雑記』によれば箱一個の単価は六文、式亭の『江戸の水』によれば、江戸の水は瓶詰箱入りで四八文、容器持参の詰め替えて三三文という。⁽³⁾江戸の水の容器と特定できる小瓶は未見であるが、『江戸の水』の挿絵にみられる角形小瓶の類品は比較的多く残っており、例えば江戸の水に類する化粧水「花の露」⁽⁴⁾の容器の場合、目方は四・六グラムで、その容量は細口の下辺りまでで七七ccである。

この記事の書かれた文化八年(一八一二)は上記『紅毛方脇荷物落札帳』の成立時期である弘化四年(一八四七)より三六年前になり、このように粗悪な製品でも『紅毛方脇荷物落札帳』所載の葉瓶の落札価格よりその製造に多くの経費がかかったのであろうか。それならば弘化四年以後の葉瓶についても検討しておく必要がある。

- (1) 式亭三馬『江戸の水』版本、文化九年、びいどろ史料庫蔵、「江戸の水ますますりうかうするにしたがひわれもわれもともとめ給ふ人々ハ」(十ウ)、「江戸の水がうれるハはやるハときいておつかぶせをしたがるハ世の中の人心そこでもこ、でも何の水かの水とまぎらハしきけしやう水を出しけれバ」(十一ウ)。
- (2) 式亭三馬『式亭雜記』(『続燕石十種』第一、国書刊行会、明治四十一年)、五一―五二頁。
- (3) 前掲『江戸の水』、一オ、一三オ。
- (4) 棚橋淳二「江戸後期明治前期におけるガラス器の普及状況」(野中杏一郎編『医療用点眼瓶の変遷』史料室編書4、参天製薬株式会社史料室、二〇〇一年)、二六二頁、図5。

四 明治前期の各種薬瓶の単価

大坂高麗橋二丁目の尾張屋伊藤幸七が明治初期の頃に版行したと思われる製品目録がある。同日録によると尾張屋は「薬瓶釜本」であり、「硝子一切之細工物御好ニ応ジ調進」したという。同日録には各製品ごとに品名と見取り図(ないものが多い)の欄に続き種々の容量を重量単位で記した欄があり、各容量の下の空いた所に単価が書き込めるようになっていいる。それは価格の変動に対応するため、この目録は比較的長く使うことを意図して用意されたものと思われる。したがって単価の異なる書き入れのある目録がいくつか作られたであろう。この目録では単価は朱書きで、価格は銭・厘・毛で示されている。以下に数例の製品について容量・単価を引用し表示する(表3・図3)。

表3において「舶来吹広口瓶」の「舶来吹」とは通常「ジャツパン吹」に対する用語で、後者が共竿を用いるのに対

和製藥瓶 (1オ-1ウ)		
正 味	直 段	
	新貨(錢厘毛)	錢(文)
壹匁入	広	三厘八毛 3.8
	細	
半匁入	広	四厘五毛 4.5
	細	四厘貳毛 4.2
壹匁入	広	五厘八毛 5.8
	細	五厘三毛 5.3
二匁入	広	六厘八毛 6.8
	細	
三匁入	広	壹錢 10
	細	
五匁入	広	壹錢四厘 14
	細	
小十匁入	広	壹錢九厘 19
	細	
大十匁入	広	貳錢貳厘 22
	細	
十五匁入	広	貳錢八厘 28
	細	
半斤入	広	四錢三厘 43
	細	
壹斤入	広	八錢五厘 85
	細	

舶來吹広口瓶 (1ウ-2オ)		
十五斤入	長	八十五錢 850
	短	六十五錢 650
十斤入	長	五十四錢 540
	短	四十六錢 460
八斤入	長	四十六錢 460
	短	二十六錢 260
五斤入	長	二十六錢 260
	短	十九錢 190
四斤入	長	十九錢 190
	短	十五錢 150
三斤入	長	十五錢 150
	短	十三錢 130
二斤入	長	十三錢 130
	短	九錢 90
一斤入	長	九錢 90
	短	六錢五厘 65
半斤入	長	六錢五厘 65
	短	六錢 60
同細口瓶 (2オ-2ウ)		
十廿入	五拾四錢	540
八廿入	四拾四錢	440
五廿入	貳十五錢	250

四廿入	貳十錢	200	
三廿入	拾六錢	160	
二廿入	拾四錢	140	
藥籠入摺瓶 (※10) 酸類詰合 (4ウ)			
壹匁入	貳錢貳厘	22	
小半兩入	貳錢四厘	24	
大半兩入	貳錢五厘	25	
壹兩入	三錢八厘	38	
二兩入	四錢八厘	48	
三兩入	八錢	80	
五兩入	壹錢五厘(マヅ)	150カ	
十兩入	壹錢八厘(マヅ)	180カ	
正生地小瓶 (8ウ)			
五分入	木口	壹厘七毛	1.7
	共口	三厘七毛	3.7

八分入	木口	壹厘八毛	1.8
	共口	三厘八毛	3.8
壹匁入	木口	壹厘八毛	1.8
	共口	三厘八毛	3.8
二匁入	木口	貳厘一毛	2.1
	共口	四厘貳毛	4.2
懷中瓶 (9オ)			
壹匁入	木口	貳厘貳毛	2.2
	共口	四厘五毛	4.5
二匁入	木口	貳厘五毛	2.5
	共口	五厘五毛	5.5
壹兩入	木口	四厘八毛	4.8
	共口	七厘	7
二兩入	木口	七厘	7
	共口	壹錢	10

表3 「薬瓶釜木尾張屋伊藤幸七製品販売目録」所載の各種瓶の容量・単価。明治四年五月に布告された新貨条例に従い、旧来の寛永通宝一文銅銭を新貨幣一厘に換算した⁽²⁾。

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図3-1 『薬瓶釜本尾張屋伊藤幸七製品販売目録』の「和製薬瓶」(1オ)

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図3-2 同「同細口磅瓶」(2ウ)

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図3-3 同「薬籠入摺瓶」(4ウ)

して鉄竿を用いて成形を行う⁽³⁾。この場合も恐らく同じ意味で用いられており、舶来品という意味ではないであろう。また「同細口^{ボンド}磅瓶」の重量単位の「廿」は、当時ポンドの記号としてlbの筆記体に横棒一を加えた活字が蘭書などに用いられていたのを、和風に楷書化し、これを二十の異体字に当てたものであろう。瓶の「正味」の重量は、水またはうすい水溶液の場合、例えば「懷中瓶」壹匁入は三・七五g即ち三・七五cc、壹兩入は三七・五g即ち三七・五ccとそれぞれ容量として読み替えることができる。表3のうち正味二兩(七〇g↓七〇cc)入までの「和製薬瓶」および「正生地小瓶」「懷中瓶」はいずれも銭に換算して一・七文から一〇文と江戸の水の容器に比べて安いが、それでも上記『紅毛方脇荷物落札帳』の各種薬瓶の銭換算値の〇・四文から六・六文には及ばない。広口薬瓶にしても尾張屋のものは六〇文から八五〇文もするのに『紅毛方脇荷物落札帳』のものは大きさ不明ながら二・六文から六・六文、側面・栓など研磨した角瓶にしても尾張屋の「薬籠入摺瓶」で二二文から一八〇文カに対して上記『嘉永三 戌三番割紅毛脇荷・・・』の角形薬瓶は一・九文と破格の安値である。よく話に聞いていたのは、長崎にもたらされる商品は二級品・三級品

で本国では売り物にならない代物であったということである。さらに石田千尋氏によると、定高内での取引量を多くするため、日蘭双方とも元値より安値で商品を販売していたという（日蘭双方はそれぞれ安値で仕入れた商品を何倍もの価格で販売することにより、安値で販売したことによる損失を補い十分に利益を得ることができたという⁴⁴）。しかし石田氏の指摘が本方荷物に関連してのことであること、さらにまた上記のように長崎会所とオランダとの取引価格と、長崎会所と入札権をもつ商人との取引価格（入札価格）の間に大きな落差があることに注意を向けるべきところを、日蘭双方とも元値より安値で商品を販売していたという指摘のみが強く印象に残ったまま、破格の安値もあり得るだろうと自らを説得し、五十嵐光敏氏から依頼された原稿の稿を了えた。

註

(1) 題簽なく内題もない和綴じ横本の版本、一一丁。仮に『葉瓶釜本尾張屋伊藤幸七製品販売目録』としておく。明治初期頃、びいどろ史料庫蔵。

(2) 内閣官報局『法令全書』明治四年（長尾景弼発行、博聞社、明治二十一年）、大阪府立中央図書館蔵、二二七頁所収の新貨条例によると、

一 錢ハ一兩ノ百分一即チ永十文一厘ハ一兩ノ千分一即チ永一文ト相当ルヘシ

とあり、同四年十二月には新旧銅貨を上記相当で混用して差し支えないことが布告されている（四四七―四四九頁）。この措置は同十七年に第二十六号布告で同十九年十二月限りとされたが、同十九年に勅令第七十号でさらに延期された（四四八頁）。また同じく新貨条例には、

厘ヨリ以下ハ別ニ鑄造ノ貨幣ナシト雖モ若シ計算ヲ要スレハ毛糸忽微織ヲ以テ微少ノ数ヲ算スヘシ

とあり(二二七頁)、『薬瓶釜本尾張屋伊藤幸七製品販売目録』においても「三厘八毛」など「毛」の単位で直段が表記されている。なお新貨条例中の「永一文」は寛永通宝の内、耳白錢、その外の元一文錢のことである(四四九頁)。

- (3) 大日本窯業協会編『日本近世窯業史』第四編「硝子工業」(大日本窯業協会、大正六年、昭和四十一年復刻)、二一三—二一四頁。

吹製法に又和吹及び中吹の別あり。和吹は維新前よりの硝子業者が唯一の製作法として伝へ来りしものにして、共竿を用ゐる口中の吹息を以て熱したる生地を膨張せしめ、僅かに手加減を以て其形を作りたるものなり。然るに維新後に至り、共竿の万事に不便なるを感ずると共に西洋風に倣ひて鉄竿を之に代用する事を知り、又成形に要する鋏箸類、剪刀、鏝等も鉄製品を使用するに至れり。此法は海外よりの輸入に係るを以て中吹一名舶来吹と称し、之に対して旧来よりの製法を和吹若くはジャツパン吹と称せり。此吹方の改革に就ても与つて力ありしは品川硝子製作所なりとす。

- (4) 石田千尋「長崎貿易の精華——その輸入品をめぐって——」(神戸市立博物館「鎖国・長崎貿易の華——ギヤマン／更紗／金唐草——」神戸市スポーツ教育公社、平成六年)、一一九頁。

四 入札価格についての疑義

その後、『医療用点眼瓶の変遷』に収録するための小稿「江戸後期明治前期におけるガラス器の普及状況」の初校が済み、次いでその再校も大阪のサンキ印刷株式会社の花本薫氏へ郵送した翌日になって、稿を了えた後も何となく気にな

つていた『紅毛方脇荷物落札帳』および各種見帳に記された、長崎会所での入札権をもつ商人による落札価格・入札価格をもう一度見直すことにした。蕎麦一杯が一八文の時代に、いかに二級品・三級品とはいえ、また元値より安いとはいえ舶載の各種薬瓶が数文、ものによっては〇・四文で、また研磨加工を要する角形薬瓶が一・九文で落札できたであろうか。疑義は深まるばかりで、改めて石田千尋氏の論文を読み返してみた。論文の「Ⅲ・文政二年（一八一九）オランダ船本方荷物の国内流通」の終わりに近く重要な指摘がなされていた。当初、読んだときは細かい数字に辟易して、さっと目を通すにとどめていたところである。少し長くなるが重要なことなので要約せずに原文を引用する。⁽¹⁾

本史料〔長崎県立長崎図書館蔵『卯四番割 卯紅毛本方見帳』（文政二年）―棚橋〕の一例として「壱番猩々緋」の項を図10（省略）に掲げておく。この図からわかるように「拾壱反」の横に「内六反献上」とあり、オランダ船持ち渡り反数を記した後、その中で献上品（進物品を含む）として何反使用されるかまで記した上で取引がおこなわれているのである。また、本史料より「壱番猩々緋」を「此方」すなわち村上が「四百十八匁」で落札していることが読み取れる。長崎大学附属図書館経済学部分館には、村上の文政二年（一八一九）の長崎での取引の覚帳である「文政二年卯秋 大宝恵」〔Z.0111〕が所蔵されており、この中に「卯四番割」が明記されている。そして、この中に「一、壱番猩々緋 拾七間四合六夕壱才」が「代七貫弍百九拾八匁六分九厘八毛」と記されていることより、上述の落札値段「四百十八匁」は、「壱番猩々緋」の一間の値段であることがわかる。⁽²⁾ 猩々緋はオランダ側より日本側（長崎会所）に一間一〇テールすなわち一〇〇匁で販売されていることからみて、長崎会所は、村上に四・一八倍で売っていることが判明する。

引用を省略した図10でも品名の下に続けて数量が記され、多くの覚書の後に入札価格が三番入札まで記されている。

すなわち「壹番猩々緋 拾壹反／内六反献上／．．．／四百十八匁」とあるので、冒頭に引用した証文の場合のように解釈すれば、四一八匁は五反分の落札価格であるが、これが一間分の落札価格であるという。そうであるとすれば、ガラス器の場合も見帳に落札価格・入札価格として記されているものはいずれも単価であるかも知れない。このような立場からみると表1において「壹番広口薬瓶」「貳番同」の落札価格がいずれも一四匁八分・一一匁六分と高価で、広口瓶が他の瓶より一般に値が高いことと符合するし、また落札価格を数量で割って求めた単価は、数量が四八五から五七八と多い薬瓶は「壹番角台葉びん」「壹番広口薬瓶」を除き〇・四文から〇・八文と他の数量の少ない薬瓶に比べて多くは安価で、いずれも一文未満の価である。そこで『鎖国・長崎貿易の華—キャマン／更紗／金唐草—』所掲の各種見帳の図版について、薬瓶以外のガラス器に関して、類品間の入札価格と数量の関係を吟味することにした。

『安政五年十一月午六番割 午紅毛式番舟見帳』（安政五年（一八五八）、大阪商工会議所経営情報図書館蔵）所掲の蓋物の場合（図4）⁽⁴⁾

△ い切子台付蓋物 六ツ

（略）

△ ろ同 六ツ

（見取り図・覚略）

九十壹匁 (一番札)

七十匁 (二番札)

々 (三番札)

△ は同

式ツ

(見取り図・覚略)

九十二匁五分 (一番札)

六十匁 (二番札)

四十八匁 (三番札)

「い切り台付蓋物」は「七ミ子切り」なので別として、「ろ同」は同「はいずれも身の側面・蓋の大半が「本スリ立」のファセット(切り)の「上品」なもので、前者の蓋が内反り、後者の蓋が外反り程度の違いを除けばほぼ同じものに見える。しかるに数量が六個に二個と三倍も異なるのに、一番札は九一匁・九二匁五分とほとんど変わらず、しかも落札者はいずれも同じ「ふしや」(藤屋)である。

「午紅毛船木方脇荷品代り□ニ見ル事方落札迄記」(江戸後期、長崎県立長崎図書館蔵)所掲のコップの場合(図5)には、

一 金縁金絵角透こつぷ 廿壹

(略)

一 壹番同透こつぷ 九拾八

(略)

一 貳番同 四拾七

(見取り図・覚略)

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

図 4 『安政五年十一月六番割 午紅毛式番舟見帳』大阪商工会議所経営情報部図書館蔵 勝盛典子氏撮影

Rights were not granted to include this image in electronic media. Please refer to the printed journal.

图 5 『午紅毛船本方勝荷田代り』二見九事△送札送記『長崎県立長崎図書館蔵』勝盛安子氏撮影

□匁□分 (一番入札)

四匁九分□厘 (二番入札)

四匁七分 (三番入札)

一 三番同 三百七ツ

(見取り図・覚略)

四匁八分毫厘 (一番入札)

四匁五分 (二番入札)

四匁□分 (三番入札)

「金縁金絵角透こつぶ」は見取り図によると角台付きの杯なのでこれは別として、同じく金縁金絵の「透こつぶ」の式番・三番は、その見取り図がよく似ていて後者の口辺が少し端反りであるくらいの違いにしか見えない。「式番同」の一番入札の最初の部分は五匁のようにも見えるが、二番入札・三番入札は四匁台、「三番同」の入札はいずれも四匁台である。もし入札価格が単価でないとすると、ほとんど同じものである「式番同」が「三番同」より六・五倍以上高値になる。しかも「三番同」は単価が一・六厘(約一・六文)と常識外れの値段になってしまう。

まさに顔から血の引くような思いで、同夜、サンキ印刷株式会社の花本薫氏に作業を見合わせてもらうようFAXで依頼した。

註

(1) 石田千尋「長崎貿易の精華―その輸入品をめぐって―」(神戸市立博物館『鎖国・長崎貿易の華―ギヤマンノ更紗ノ金唐草―』神

戸市スポーツ教育公社、平成六年、一一八頁。

- (2) この部分は拾壹反分として入札するが、内六反は献上品となるので、その分は入札者の負担になるものと勝手に解釈していた。

(3) 7298.698匁/17.461間=418匁/間

(4) 前掲『鎮国・長崎貿易の華—ギヤマンノ更紗ノ金唐革—』、六二頁、図版番号66。

(5) 前掲『鎮国・長崎貿易の華—ギヤマンノ更紗ノ金唐革—』、八四頁、図版番号302—2。

五 見帳に記されたガラス器の入札価格

休館日明けをまつて、神戸市立博物館に勝盛典子氏を尋ねた。勝盛氏は同館所蔵の五箇所商人・村上家の文書を整理して目録を作成され、また平成六年に同館で開催された特別展「鎮国・長崎貿易の華—ギヤマンノ更紗ノ金唐革—」において輸入裂見本帳の調査を手掛けておられたので、長崎会所において入札が単価で行われるようなしきたりがあったのかを確認するためであった。そこで同氏に対して、石田千尋氏によると狸々緋の場合、数量は反単位で記されているのに、落札価格は間あたりの匁単位で記されていること、ガラス器の場合、単価でないとすると上述のような不合理・矛盾が生ずることを説明し、ご意見をお聞きした。同氏はガラス器について上述のような不合理・矛盾が生ずる見帳に記された入札価格・落札価格を単価と見做して差し支えないであろうといわれ、さらに同日、たまたま石田氏と連絡をとることになっているので石田氏のご意見を聞いて戴けることになった。ほどなく石田氏から電話がかかり、勝盛氏は席を立たれた。結局、石田氏のご意見も同じでガラス器の場合もどのような取決めで入札が行われていたかは分

かつておらず、上述のような不合理・矛盾を見いだして、見帳に記された入札価格が単価か否かを推定するしかないとのことであつた。そのとき勝盛氏から恵与された石田氏の論文コピーによれば、オランダと長崎会所との取引においては、「価格基準の設定は、オランダ側史料・日本側史料で一致しており、大羅紗・ふらた・呉羅服連・さるせ・李織呉羅服連は一間、小羅紗・小幅小羅紗・海黄・奥嶋・木綿・弁柄嶋・更紗については一反とされている」という。両氏のお陰で見帳に記された、長崎会所における五箇所商人による入札価格・落札価格は単価であつたとの確信を得て、その日大阪・北区大淀中の印刷所に出向き、『紅毛方脇荷物落札帳』および各種見帳に係わる単価をすべて訂正し、悔いなきを得た（入札価格・落札価格を単価と見做したことに触れる余裕はもはやなかつた）。勝盛典子氏ならびに同氏を介してご助言を戴いた鶴見大学教授石田千尋氏に心から感謝し、お礼を申しあげたい。

註

- (1) 勝盛典子「村上家文書と輸入裂見本帳についての一考察」特別展「鎖国・長崎貿易の華」ギャマン／更紗／金唐草」によせて」（神戸市立博物館『鎖国・長崎貿易の華—ギャマン／更紗／金唐草—』神戸市スポーツ教育公社、平成六年）、一一二八—一三九頁。
- (2) 石田千尋「長崎貿易における染織輸入—文政五年（一八一三）を中心として—」（『洋学研究誌』「一滴」第七号、津山洋学資料館、平成十一年十月）、九一頁。

六 おわりに

省みると私は見帳の性格について当初から何か思い違いをしていたようであつた。すでに述べたように見帳には、下

見の際に記入された品名・数量・見取り図・覚書の他に、入札結果として一番入札から三番入札および各入札者名までが記入されている。下見での記録の必要性については論ずるまでもないとして、入札結果の書き写しは恐らく番頭が店にいる主人に報告するための単なる覚えで、それが終われば用済みになるぐらいに受けとっていた。したがってその品名・数量・価格についても、これらを冒頭に引用した証文と同様の感覚で読みとっていた。しかし見帳は売買記録や証文とは全く別の性格のものであった。

見帳は入札前と後とで異なる二つの重要な機能を持つものであることに、もっと早く気付くべきであった。すなわち各入札前に作成された見帳は、その時々の入札のための覚えである。しかし入札終了後に落札価格である一番入札だけでなく二番・三番入札および各入札者名まで書き込まれた見帳は、次に類品が入札にかけられたときに、それまでの落札価格、相手方の評価額を参考にして入札価格を決めるためになくはない参考資料となる。そうした場合、例えば前述の『紅毛方脇荷物落札帳』所載の「角葉瓶」にしても三番から九番まであり、単価でなければ相互の価格比較がしにくい。仮に入札が各商品ごとに総額で行われていたとしても、これを単価に換算して記録しておくのが合理的と思われる。なお、入札が単価で行われていたか、総額で行われていたかについては、これを管見しえた見帳の図版から読み取れることは困難であった。

貴重な資料の写真掲載を許可していただいた所蔵者関係各位に心からお礼を申し上げます。